

令和 5 (2023)年度科学研究費助成事業－科研費－「基盤研究（C）」及び「若手研究」における独立基盤形成支援（試行）の公募にかかる F A Q

No	項目	質問	回答
1	支援対象者の要件	令和3(2021)年4月1日に准教授になった者は支援対象者の要件を満たしますか？	支援対象者の要件を満たします。 令和5(2023)年4月1日時点で満2年となるため、対象となります。 令和3(2021)年3月31日以前に准教授以上の職位に就いた者は支援対象者の要件を満たしません。
2	支援対象者の要件	令和5(2023)年4月2日以降に「大学」や「大学共同利用機関法人」以外の研究機関から転入してきた者は対象者の要件を満たしますか？	支援対象者の要件を満たしません。 令和5(2023)年4月1日時点で「大学」や「大学共同利用機関法人」に所属している必要があります。
3	支援対象者の要件	令和5(2023)年4月2日以降に「准教授以上の職位」に就いた者は対象者の要件を満たしますか？	支援対象者の要件を満たしません。 令和5(2023)年4月1日時点で准教授以上の職位に就いて2年以内の者である必要があります。
4	支援対象者の要件	令和5(2023)年4月1日現在では要件を満たすが、その後「准教授以上の職位」でなくなった者は対象者の要件を満たしますか？	支援対象者の要件を満たすため応募は可能ですが、「若手研究者が研究室を主宰する者（研究室主宰者）として研究活動を行おうとする際に必要な研究基盤の整備について支援する」という制度の趣旨を踏まえて、研究機関として支援対象者を選定してください。
5	支援対象者の要件	「准教授以上の職位に就いて2年以内の者」とは、教授になって2年以内の者も対象者の要件を満たしますか？	「2年以内」の起算点は現在の所属研究機関において初めて准教授以上の職位に就いた時を想定しています。 そのため、同一機関内で准教授から教授に昇任した場合は対象外です。
6	支援対象者の要件	「准教授以上の職位に就いて2年以内の者」の「2年以内」には以前所属していた研究機関で准教授以上の職位に就いていた期間も含めますか？	「2年以内」の起算点は現在の所属研究機関において初めて准教授以上の職位に就いた時を想定しています。 異動前の研究機関において准教授以上の職位に就いていた期間は含めません。
7	支援対象者の要件	教授の職位で今年度他機関より異動してきた者の場合、「准教授以上の職位に就いて2年以内」の要件を満たしますか？	異動前の期間は含めないため、要件を満たします。ただし、「若手研究者が研究室を主宰する者（研究室主宰者）として研究活動を行おうとする際に必要な研究基盤の整備を支援する」という制度の趣旨を踏まえて、研究機関として支援対象者を選定してください。
8	支援対象者の要件	支援対象者は、博士の学位を取得していることが必要でしょうか？	若手研究者支援の充実の観点から、今回の公募より支援対象者の要件として、これまでの要件に加え 「博士の学位取得後15年以下の者（産前・産後の休暇、育児休業の期間を除く）」を追加しました。 研究機関におかれましても、本種目の趣旨を踏まえ、e-Rad に登録された「博士の学位取得日」の情報等を基に、支援対象者の選定をお願いいたします。
9	研究室を主宰	「独立した研究課題を有すること」とは科研費に採択された研究課題をもって、要件を満たすと判断して良いですか？	研究分野や研究機関のおかれている実情は様々であるため、「研究室を主宰」の確認については研究機関において総合的にご判断ください。
10	研究室を主宰	「研究グループの責任者であること（研究グループを組織している場合）」とは個人の研究の場合、個票 1 の要件確認にチェックを入れなくても良いのですか。	要件をすべて満たしていなければ、応募できません。 個人研究の場合も、支援対象者が当該研究の責任者であるかどうか、研究機関において総合的にご判断ください。
11	研究室を主宰	「大学院生の指導に責任を持っていること」「論文発表の責任者となっていること」「その他研究室を主宰する者としての活動があること」について、明確な判断基準はありますか。	研究分野や研究機関の実情は様々であるため、判断基準等は設けていません。 実情を踏まえて総合的にご判断ください。

No	項目	質問	回答
12	経費区分等	研究基盤整備（Ⅰ）はどのような経費に支出可能ですか？	研究基盤整備（Ⅰ）は、「基盤研究（C）」又は「若手研究」の研究課題の遂行に必要な研究基盤整備であり、直接経費から支出可能なものを対象としています。 （例）汎用研究設備、特殊研究設備、備品、什器類、図書、スペースチャージ、研究支援者の雇用、海外渡航費等
13	経費区分等	研究基盤整備（Ⅱ）はどのような経費に支出可能ですか？	研究基盤整備（Ⅱ）は、「基盤研究（C）」又は「若手研究」の研究遂行に直接必要な研究基盤整備に資する経費のほか、支援対象者が研究室主宰者として研究活動を行う際に必要となる研究基盤整備も対象となります。 例えば、研究室の営繕・原状回復、サバティカル経費等、科研費の研究課題遂行に直接必要でない経費も積算可能です。
14	経費区分等	研究基盤整備（Ⅰ）と研究基盤整備（Ⅱ）を合算して使用することは可能ですか？	科研費の合算使用の制限の例外の要件に該当する使用方法であれば可能です。 （例えば直接経費(研究基盤整備Ⅰ)に使途の制限のない他の経費(研究基盤整備Ⅱ)を加えて使用する場合等）
15	経費区分等	研究基盤整備（Ⅰ）と基課題、研究基盤整備（Ⅱ）と基課題の合算使用は可能ですか？	本種目は、「所属機関が研究基盤整備を主体的に実施することを条件」に交付するものであること、また、研究機関が実施する研究基盤整備のために、（Ⅰ）（Ⅱ）を合わせて一つの研究基盤整備計画として実施いただくものです。 そのため、措置により支援対象者の研究活動の更なる発展や研究成果の創出が期待できる場合、（Ⅰ）と基課題の合算や、（Ⅱ）と基課題の合算を行うことは可能ですが、それぞれの経費を区分して使用してください。
16	経費区分等	研究基盤整備（Ⅱ）にすでに支出済みの経費を記載しても良いですか？	本制度の導入が示された研究費部会まとめ「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」において、「所属機関が研究基盤整備を主体的に実施することを条件に、そのための費用の追加交付を可とする制度」とされており、あくまで、応募時における「計画」に対して支援を行うことが公募の趣旨であるため、過去に執行済みの費用を積算対象とすることは想定していません。 また、科研費では、交付内定日以降に契約を開始することが認められています。（Ⅱ）は研究機関による負担であるものの、（Ⅰ）と（Ⅱ）は合わせて一つの研究基盤整備計画であることから、同様に本公募においても、交付内定日以降の契約を積算対象とします。
17	経費区分等	研究基盤整備（Ⅱ）の財源について、ルールはありますか？	研究基盤整備（Ⅱ）は、所属する研究機関が経費負担するものであるため、特段の定めはありません。 研究機関にて適切な財源を確保してください。
18	応募件数の上限	令和5(2023)年3月31日転出者、令和5(2023)年4月1日転入者については件数に含めますか？	令和5(2023)年4月1日に在籍している者について件数に含めてください。 そのため、転出者は含めず、転入者は含めて算出してください。
19	配分額の上限	「150万円又は4月1日に交付内定を受けた研究課題の当初応募額から交付内定額を引いた額のいずれか低い額」とありますが、「交付内定額」は直接経費のみですか？間接経費も含める必要はありますか？	直接経費のみです。
20	配分額の上限	個票2の内訳にも上限額を超えないように記載する必要はありますか？	（Ⅰ）は上限額を算出の上、それを超えない金額で計画する必要があります。（Ⅰ）と（Ⅱ）を合わせて300万円以上の支援が必要となるため、（Ⅰ）を実際に配分される額より大きな額で計画すると、300万円以上の計画とならない可能性があるためです。
21	配分額の上限	応募額が満額配分されますか？	例年、応募額を最大限尊重して配分していますが、配分額は審査に基づいて決定されます。なお、「審査及び評価に関する規程」第10条に記載のとおり、「配分額は原則として10万円単位」となることにご留意ください。
22	執行できる期間	採択された年度中に執行しなければならないのですか？	基課題の補助事業期間中であれば問題ありませんが、研究基盤の整備のための制度であることから、できるだけ速やかに執行してください。

No	項目	質問	回答
23	執行できる期間	令和4(2022)年度公募における変更点「基課題との合算使用を可能とすること」の適用について、当該変更は、令和4(2022)年度以前の採択、研究中の課題でも適用となりますか？	令和4(2022)年度公募における変更点「基課題との合算使用を可能とすること」は、令和4(2022)年度以前の独立基盤形成支援における採択課題でも適用されます。
24	実績報告書	公募要領11ページ留意事項⑥に「別途お送りする報告書類により確認」とありますが、その様式はいつごろ送付されますか？	例年3月頃に対象の研究機関に様式を送付します。収支決算や主要な物品明細、研究基盤整備（Ⅰ）（Ⅱ）の実績等についてご報告いただきます。
25	その他	「研究機関の移動経験」はどのように定義されていますか？（同時期に2機関に所属することは「移動」とみなされますか。）	自機関以外他機関にも所属し、研究活動を行っている場合は機関移動経験有となります。例えば、A大学から支援対象者として提出された研究者Xが、同時にB大学にも所属している場合には機関移動経験有と判断してください。
26	その他	「学部卒業以降の研究機関の移動経験の有無」については、根拠資料の提出が必要でしょうか。	確認方法の定めはありませんので、研究機関の責任において確認してください。
27	その他	「学部卒業以降の研究機関の移動経験の有無」の確認は、例えばどのように行えばよいですか？	研究者からの自己申告を受けて、研究機関が確認を行った上で申告してください。 なお、移動の詳細については、多様であると想定されるため、移動経験の有無のみ申告してください。
28	その他	「学部卒業以降の研究機関の移動経験の有無」について、移動の回数や期間の確認は必要ですか？	機関移動経験の内容（国内外、回数、期間、機関種別、部局、分野、移動時期、職位 等）の確認は不要です。ただし、単に一時的な他機関研究室への派遣の場合は移動経験には含まれませんので、支援する研究者の状況を踏まえて研究機関で適切にご判断ください。
29	その他	研究機関が支援対象者の優先順位を付す際に、機関移動経験の有無を考慮する必要がありますか？	研究機関内での優先順位付けに当たっては、機関移動経験の有無を考慮していただく必要はありません。 従前のとおり、研究機関の判断により優先順位を付してください。
30	その他	「学部卒業以降の研究機関の移動経験の有無」により、採択結果にどのような影響がありますか？	ボーダーゾーンの審査においては、学部卒業以降の研究機関の移動経験が有の者を優先的に支援対象者として選定を行います。